

## 株式会社YSLソリューション行動計画

すべての社員が仕事と家庭生活の両立を実現するため、また、各々の能力が十分に発揮できるような職場環境の実現のため、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法、およびYSグループ7つの行動指針の1つである以下に基づき、次のように行動計画を策定する。

「私たちは、豊かな生活と人生のために、「こころ」と「からだ」の健康を大切にします。」

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2027年3月31日までの3年間

2. 内容

### 目標1（次世代育成支援対策推進法に関する目標）

安心して働き続けられる職場づくりのため、男性の育児休業取得率30%以上を目指す

2024年4月～ 制度に関する情報提供および  
育児休業取得状況の実態把握のため対象者へのヒアリングを行う

### 目標2（次世代育成支援対策推進法/女性活躍推進法に関する目標）

社員の健康と安全を保護し、生活の質を向上させるため長時間労働を防ぐための取り組みとして、法定時間外残業時間について、社員全体の年間平均を20時間/月以内にする

2024年4月～ 月1回以上ノー残業デーの定着のため定期的な社内周知を行う  
部署や職層ごとの実施状況や平均残業時間を社内で共有して  
取り組みへの意識を高める

### 目標3（次世代育成支援対策推進法/女性活躍推進法に関する目標）

公私のバランスを保ちながら働き続けられるよう、計画的な有給休暇取得促進を行い、有給休暇取得率70%以上を目指す

2024年4月～ 有給休暇取得推奨日を設定して取得促進を行う  
部署や職層ごとの取得率を社内で共有して取り組みへの意識を高める

### 目標4（女性活躍推進法に関する目標）

将来の育成を目的とし、キャリア形成に関する研修を若手層中心の総合職に対して年1回以上実施する

2026年4月～ 総合職層に対してキャリア形成に関する研修を実施、受講状況を把握し次年度以降の計画を検討する